

いじめの重大事態調査 報告書

札幌市立小学校 いじめの重大事態調査委員会
令和7年(2025年)5月

はじめに

第1部 目的と方法

- 1 本件の概要及び調査を開始するに至った経緯
- 2 当該児童
- 3 関係児童
- 4 調査組織及び調査委員
- 5 調査委員会の日程及び児童A保護者への報告の日程
- 6 いじめの定義といじめについての基本的理解
- 7 調査の目的と方法及び調査対象

第2部 調査報告による事実といじめの認定及び不登校との関連

- 1 事実認定及びいじめの認定
- 2 いじめと不登校との関連
- 3 小括

第3部 いじめの行為に係る学校の主な対応

- 1 事案に対する対応の実際
- 2 学校の対応について
- 3 学校のいじめに対する対応の問題点
- 4 学校の対応が不十分であったことについて
- 5 小括

第4部 再発防止策～いじめの防止に向けて～

- 1 本校の教育活動や生徒指導の考え方
- 2 学校いじめ防止基本方針 改定の重点
- 3 学校いじめ防止基本方針 新旧対照表（別添）
- 4 総括 ～

はじめに

本調査は、本校児童Aが相当の期間学級に入ることができず別室登校をせざるを得なかったことから、いじめ防止対策推進法(第5章重大事態への対処第28条第1項二号)のいじめの重大事態に相当すると捉え、本事案の検証をするとともに、今後の再発防止を第一義の目的とする。

本調査に当たって、児童A及びその保護者から、以下の要望があった。

- 6年生という小学校生活最後の1年を別室登校せざるを得なくなった原因を一緒に見付けてほしい。
- 4月から6月にかけての担任、学校側の初期対応の遅さと職員間での情報共有不足の改善。
- 学校がこの件に対して公正な調査を行っているかどうかを第三者の方の目でみてほしい。

以上を踏まえ、次のような指針の下で調査に当たった。

- 札幌市教育委員会から派遣された専門家に保護者の要望を伝え、助言及び指導を得て調査にあたる。
- 令和5年4月から起きた事案に関して収集した情報を精査し、必要に応じて当該児童及び関係児童への聞き取り調査を行うものとする。
- 調査結果については、被害児童と保護者及び加害児童と保護者に報告する。そのうえで加害児童については教育的指導とケアを行う。
- いじめの重大事態調査委員会による担任等への聞き取りを行っていく中で、児童が安心して過ごせる環境づくり(安全配慮義務)が適正に行われていたかどうかについても明らかにする。
- 本校のいじめ防止等の体制を見直し、再発防止に向けた具体的な手立てを検証し、「学校いじめ防止基本方針」に反映していく。

第1部 目的と方法

1 本件の概要及び調査を開始するに至った経緯

当該児童A及び当該児童A保護者から本校に対して、令和5年4月20日(木)から6月13日(火)にかけて起こった事案に関して、以下の訴えがあった。

事案①から事案⑪までの内容は、全て児童Aからの聞き取りを基にしている。一部、主体、客体などについて、訴えの内容の意味が変わらない限度で当委員会が追記を行っている。

事案①4月20日(木)算数の時間

児童Aが、授業中にパソコンでよくわからないことをしていた児童Bを注意したところ、児童Bに、■■■■ (インフルエンサーである■■■■氏を指している。以下、敬称略)のまねをされたあとに「死ね」と言われたこと。

事案②4月21日(金)書写の授業の片付けの時間

児童Aが、半紙と墨汁があまっていたので、「へのへのもへじ」を書いていたら、児童Bと児童Cに■■■■のまねをしながら「何書いてんだよ。」と言われ、児童Bに最終的に「死ね」と言われたこと。

事案③4月21日(金)3校時(音楽)

児童Aが、担任と児童Bと児童Cと4人で話し合いをしたときに、児童B及び児童Cから、担任が見ていないところで、児童Aをバカにするような顔をしてあおられたこと。

事案④4月25日(火)～

児童Aが、日常的にPCで関係ないことをしていた児童Bに注意をしたところ、児童Bに「それってあなたの感想ですよ」などと■■■■のまねをしながらバカにされたこと。

事案⑤4月25日(火)昼休み

児童Aが、グーグル翻訳で少し遊んでいたら、児童Bと児童Dに「お前何やってんの。」とあおられた感じに言われた。児童Dに「お前は、児童Bのこと注意するけど、お前も同じように変なこと調べてんじゃないの」と言われたこと。

事案⑥5月23日(火)授業中(学級会)

児童Aが、児童Cや多数派の人に「頭おかしい」みたいに責められたこと。

事案⑦5月25日(木)

児童Aが、児童Cに、後ろから肛門に股間をこすりつけられて、つきとばされたこと。

事案⑧5月30日(火)

児童Aが、児童Eに、面白半分で股間を蹴られたこと。

事案⑨6月5日(月)振替休業日

児童Aが、児童Fに、委員会のクラスページの児童Aの名前の欄の氏名の一部を「死」と異変換され、書き込まれていたこと。

事案⑩6月11日(日)公園

- ・児童Aが、児童G、児童Hと、遊びの一種である「大根抜き」をしていたところ、児童Aが引っ張られる役になったときに児童Gにズボンをひっぱられたこと。
- ・児童Hも一緒に児童Aのズボンをひっぱってきたこと。
- ・児童Aのズボンが下がり始めたとき、児童Gに「ズボン脱がすぞ～」みたいなことを言われて2人(児童G及び児童H)にズボンをひざまで下げられたこと。
- ・その結果、パンツを見られて、腹が立ったから家に帰った。

事案⑪6月13日(火)

児童Aが、クロムブックで教室とmeetでつながっているときに、児童Bに、画面越しに中指を立てられたこと。

児童Aは、令和5年6月6日(火)から、別室登校となった。本校は、加害児童からの聞き取りを基に事実確認をした。それぞれの事案について、加害児童への指導を行い、各家庭への連絡をした。

事案①～事案⑦については、その後も児童Bと児童Cは、学級内での暴言等をやめることはなく、担任の指導についても素直に従うことはなかった。そのため、児童Aとその保護者は、学校に対して担任の指導力不足を指摘するも、学校側が担任及び当該学級への適切な対応を行わなかったことから、別室登校を余儀なくされたという理由で本調査を行うよう申し出があった。

そこで、児童Aが相当の期間別室での学習を余儀なくされたこと、児童Aと保護者からの申し出があったことから、いじめ防止対策推進法第28条における重大事態に相当すると判断し、校長は令和5年7月24日に札幌市教育委員会を通じて重大事態調査を行う旨、札幌市長への報告を行った。本校のいじめ防止対策組織委員会を調査主体として、重大事態の調査を実施することとなった。

2 当該児童 児童A 札幌市立学校 第6学年

3 関係児童 児童B 児童C 児童D 児童E 児童F 児童G 児童H
※いずれも札幌市立小学校 第6学年児童

4 調査組織及び調査委員

(1)調査組織名 札幌市立小学校 いじめの重大事態調査委員会

(2)調査委員

〈令和5年度本校いじめ防止対策委員〉

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、1年主任、2年主任、3年主任、4年主任、5年主任、6年主任、特別支援学級教員、スクールカウンセラー

〈令和6年度本校いじめ防止対策委員〉

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、生徒指導部長、1年主任、2年主任、3年主任、4年主任、5年主任、6年主任、特別支援学級主任、スクールカウンセラー、旧担任

〈専門家〉

学識経験者、弁護士、心理の専門家

※弁護士1名は、令和6年3月をもって退任

5 調査委員会の日程及び児童A保護者への報告の日程

年 月 日	内 容	対 象 者
令和5年10月2日(月)18:00～20:00	第1回いじめの重大事態調査委員会	
令和5年10月3日(火)14:00～14:30	第1回調査委員会報告(電話)	児童A保護者
令和5年10月6日(金)14:30～15:45	第1回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和5年11月22日(水)18:00～21:30	第2回いじめの重大事態調査委員会	

令和5年11月29日(水)13:30~15:30	第2回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和5年12月11日(月)18:00~21:00	第3回いじめの重大事態調査委員会	
令和5年12月13日(水)18:00~20:00	第3回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年1月17日(水)9:00~12:30	第4回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年1月26日(金)18:30~21:10	第4回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年2月6日(火)18:00~22:00	第5回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年2月13日(火)18:00~20:00	第5回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年2月19日(月)15:00~17:10	第6回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年2月29日(木)16:00~19:00	第6回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年3月27日(水)15:00~17:10	第7回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年4月8日(月)17:30~19:30	第7回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年5月1日(水)15:30~17:30	第8回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年5月17日(金)17:30~20:30	第8回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年6月10日(月)17:00~19:40	第9回いじめの重大事態調査委員会	
令和6年7月29日(月)9:00~12:00	第9回調査委員会報告(面談)	児童A保護者
令和6年9月24日(火)18:00~20:00	第10回いじめの重大事態調査委員会	

6 いじめの定義といじめについての基本的理解

いじめの定義: 「いじめ防止対策推進法」より

平成23年に発生したいじめ自殺事件を契機として、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)が成立し、同年9月から施行された。この法第2条には、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

いじめについての基本的理解: 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた

児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに当該するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであって、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、法第22条で定められた「いじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」)へ情報共有することは必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ※冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ※仲間はずれ、集団による無視をされる
- ※軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ※ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ※金品をたかられる
- ※金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ※嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ※パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

7 調査の目的と方法及び調査対象

(1) 調査委員会設置までの経緯

法第28条第1項には、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とある。

また、法第28条第1項2号には、組織を設け、調査を行う場合として、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とある。学校は、本件においては、児童Aと児童Aの保護者からいじめの重大事態調査の申し出があったが、別室登校ながら出席していたため不登校重大事態に相当すると当初は認識していなかった。その後、学校は教育委員会に確認し、本件は学級に入ることができていないことから不登校重大事態に相当し、重大事態として調査する必要があると判断した。

(2) 調査の目的

不登校重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にすることを目的とする。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生防止を図るものである。法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

本件において、本校における「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応がされていたか否かを検

証した。また、これまでの「学校いじめ防止基本方針」が適切であったかかどうかについても検証し、見直しを図っていく。

(3) 調査方法

○児童Aからの聞き取り

児童Aから十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行った。

○当該事案との関係児童及び目撃している可能性のある児童への聞き取り

○在籍児童及び教職員に対する質問紙調査や聞き取り

※児童A及び児童Aの保護者からの申し出があった内容について、直接関係する児童と目撃している可能性のある児童等への聞き取りを中心に行った。

※この際、児童Aや情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を心掛けた。

(例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、児童Aの学校復帰が阻害されることのないよう配慮した。)

(4) 調査対象(目撃している可能性のある)の児童の選定について

① 全校児童へのアンケートをもとにする

・学校独自で実施している学校アンケート(6月・9月)

・札幌市で実施している「悩みやいじめに関するアンケート」(11月)

② クラス内で主幹教諭から全体に呼びかけて情報をもっている児童を募る

③ 児童Aと仲が良く調査事項の当時の状況を見たり、聞いたりして知っている可能性のある児童

④ 調査事項に合わせて、当時の座席表をもとに目撃している可能性のある児童

第2部 調査報告による事実といじめの認定及び不登校との関連

1 事実認定及びいじめの認定

(1) 事実認定及びいじめの認定の判断、判断に至る理由

事案①4月20日(木)算数の時間

【訴えの内容】

・「児童Aが、授業中にパソコンでよくわからないことをしていた児童Bを注意したところ、児童Bに、 （インフルエンサーである 氏を指している。以下、敬称略）のまねをされたあとに「死ね」と言われたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案① 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Bから事実を認める証言はなかったが、担任の証言と周囲の児童の証言から、児童Bがそれまで日常的に事案①記載のまね、発言をしていることが判明している。

以上のことから、事案①に関する児童Aの訴え・証言は、従前の経緯と一致しており、事案①記載の児童Bの行為があったと認定できる。そして、事案①記載の児童Bの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案①に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案①記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案②4月21日(金)書写の授業の片付けの時間

【訴えの内容】

・児童Aが、半紙と墨汁があまっていたので、「へのへのもへじ」を書いていたら、児童Bと児童Cに のまねをしながら「何書いてんだよ。」と言われ、児童Bに最終的に「死ね」と言われたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案② 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Bは、児童Cと一緒に、「死ね」と言ったことを認めている。一方で、児童Cは、事案②記載の発言をしたことを明確には認めていない。この点、担任の証言と周囲の児童の証言から、児童Bがそれまで日常的に のまねをしていること、当時、児童Cが児童Aをバカにする発言をしていたことが判明している。

以上のことから、事案②に関する児童Aの訴え・証言は、児童Bの証言、従前の経緯、周囲の児童の証言などと、全体として一致しており、事案②記載の児童B及び児童Cの行為があったと認定できる。そして、事案②記載の児童B及び児童Cの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案②に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案②記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案③4月21日(金)3校時(音楽)

【訴えの内容】

- ・児童Aが、担任と児童Bと児童Cと4人で話し合いをしたときに、児童B及び児童Cから、担任が見ていないところで、児童Aをバカにするような顔をしてあおられたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案③ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童B及び児童Cは、当時、「担任をバカにする顔をしてあおったこと」を認めている一方で、児童Aをバカにする顔をしてあおったことを認めていない。そのため、児童B及びBが「担任をバカにする顔をしてあおったこと」は認められるとしても「児童Aをバカにする顔をしてあおった」ことが認められるかについては、法第2条第1項の「児童等に対して」との要件の有無にかかわるため、事実認定を要する。

まず、国の基本方針において、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」(国の基本方針4頁)、とされていることからしても、児童Aの立場、心情に寄り添って、判断すべきである。この点、担任の証言から、事案③に関する4名の話し合いは、児童B及び児童Cによる事案②記載の行為に関し、児童Aが担任に対して被害申し、担任が被害の内容を確認するために行われたものであることが判明している。この時の児童Aの立場、心情を鑑みれば、上記児童B及び児童Cの行為によって、対応している担任のみならず被害申しした児童A自体もバカにしていると受け止めることも、ごく自然なことである。

よって、児童B及び児童Cの行為については、「担任をバカにする顔をしてあおったこと」だけに留まらず、「児童Aをバカにする顔をしてあおった」ことがあったと判断すべきである。

以上のことから、事案③記載の児童B及び児童Cの行為があったと認定できる。そして、事案③記載の児童B及び児童Cの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案③に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案③記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案④4月25日(火)～

【訴えの内容】

- ・児童Aが、日常的にPCで関係ないことをしていた児童Bを注意したところ、児童Bに「それってあなたの感想ですよ」などと[]のまねをしながらバカにされたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案④ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Bは、事案④の時ではないが、日常的に事案④記載の発言をしていたことを認めている。また、担任の証言と周囲の児童の証言から、児童Bがそれまで日常的に事案④記載の発言をしていたことが判明している。

以上のことから、事案④に関する児童Aの訴え・証言は、児童Bの証言、従前の経緯、周囲の児童の証言などと、全体として一致しており、事案④記載の児童Bの行為があったと認定できる。「それってあなたの感想ですよ」という発言自体が、法第2条第1項の「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たるか問題となるが、担任の証言によれば、児童Bは相手をおおき、罵る際に上記発言を用いていたことが判明しており、その点で、「心理的又は物理的

な影響を与える行為」に当たると判断した。

そして、事案④記載の児童Bの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案④に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案④記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案⑤4月25日(火)昼休み

【訴えの内容】

・児童Aが、グーグル翻訳で少し遊んでいたら、児童Bと児童Dに「お前何やってんの。」とあおられた感じに言われた。児童Dに「お前は、児童Bのこと注意するけど、お前も同じように変なこと調べてんじゃないの」と言われたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定することができなかった。

事案⑤ 本委員会の認定：調査した限りでは事案⑤記載の事実があったとは認定できず、「いじめ」と認定することはできなかった。

事案⑤記載の「お前何やってんの。」とあおるような発言をしたことを児童Bは、「分からない。そのときのことを覚えていない。」児童Dは、「分からない。全く覚えていない。」と言っている。児童B児童D共に、あおるような発言や行為をしたことを認めていない。また、昼休みだったため、当時、他に児童Bおよび児童Dが児童Aに対してあおるような発言や行為をしたことを証言する児童はいなかった。また、児童Dが児童Aに対し「お前は、児童Bのこと注意するけど、お前も同じように変なこと調べてんじゃないの」などと児童Aを傷つける発言をしたことを聞いたと証言する児童はいなかった。

よって、事案⑤記載の行為があったとは認定できず、「いじめ」と認定することはできなかった。

事案⑥5月23日(火)授業中(学級会)

【訴えの内容】

・児童Aが、児童Cや多数派の人に「頭おかしい」みたいに責められたこと。

【認定した事実】

・児童Aが、児童B、児童C、児童D及び他の複数名の児童に、冷やかしを受け、又はバカにされたこと。

事案⑥ 本委員会の認定：「児童Aが、児童B、児童C、児童D及び他の複数名の児童に、冷やかしを受け、又はバカにされたこと」が認められ、その点で、「いじめ」に該当する行為があった。

他の児童の証言からは、当時、学級会において、児童B、児童C、児童Dを含む多数派の児童が、児童Aを含む少数派の児童を、バカにする発言をしていたことが認められる。したがって、児童Aの訴え・証言は、他の児童の証言と一致しており、児童B、児童C、児童D及び他の複数名の児童に、冷やかしを受け、又はバカにされたことが事実として認められる。

事案⑥に関する認定した事実である「児童B、児童C、児童D及び他の複数名の生徒に、冷やかしを受け、又はバカにされたこと」により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2

条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、「児童B、児童C、児童D及び他の複数名の児童に、冷やかしを受け、又はバカにされたこと」（以下、「事案⑥」とする）を法第2条第1項の「いじめ」と認定することができる。

なお、児童Aの訴え・証言のうち「頭おかしい」と言われたことについては、当時直接聞いたと証言する児童はおらず（上記訴えの内容記載のとおり児童Aの被害申告を、学級会の後に、児童Aから聞いたと証言した児童は存在したが、この証言だけでは児童Aの証言の信用性を補強するに足りないと判断した）、同発言を事実として認定することはできなかった。

事案⑦ 5月25日(木)

【訴えの内容】

児童Aが、児童Cに、後ろから肛門に股間をこすりつけられて、つきとばされたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案⑦ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Cは、当時、児童Aに対し、事案⑦記載の行為をしたことを認めていない。但し、他の児童は、事案⑦の時とは断言していないものの、児童Cが児童Aに対し複数回、事案⑦記載の行為をしたことを証言している。

以上のことから、事案⑦に関する児童Aの訴え・証言は、他の児童の証言などと一致しており、事案⑦記載の児童Cの行為があったと認定できる。そして、事案⑦記載の児童Cの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案⑦に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案⑦記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定することができる。

なお、児童Aの訴え・証言のうち、「つきとばされた」ことについては、他の児童の証言では、腰で押し出すような動きだったと述べている。「つきとばす」という言葉のニュアンスとは若干違いはあるものの、いじめの認定について影響はない。

事案⑧ 5月30日(火)

【訴えの内容】

・児童Aが、児童Eに、面白半分で股間を蹴られたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案⑧ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

本委員会では、諸般の事情により、児童Eに対し、事案⑧記載の事実があったか否かを確認することができなかった。

児童Aは、当時、自身の睾丸が痛み、変な姿勢を取っていた際に、隣の座席の女子児童に

「どうしたの。」と聞かれ、児童Aは（股間が）痛いことを（隣の女子児童に）主張し、分かってもらったということがあったと話している。

児童Aの証言・訴えを補強する証言として、当時、隣の座席の児童に確認したところ、「股間を蹴られたと言っていたことは覚えている。蹴ったのが児童Eかは分からない。」と証言している。また、同じクラスの児童が、当時児童Aが児童Eに股間を蹴られ痛いと言って、痛がっていた様子を見たと言っている。

同様に、児童Aの証言・訴えを補強する証言として、児童Aの保護者からの聞き取りの結果、児童Aが事案⑧があったと思われる日の数日後に、股間の痛みがあったため病院に行ったことが判明している。

児童Eの証言はないものの、他の児童や児童Aの保護者から得た児童Aの証言・訴えと一致する証言から、児童Aの証言は信用できる。

よって、児童Aが、児童Eに股間を蹴られたことは、事実として認められる。

以上のことから、事案⑧記載の事実は、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。よって、事案⑧記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案⑨ 6月5日(月)振替休業日

【訴えの内容】

・児童Aが、児童Fに、委員会のクラスページの児童Aの名前の欄の氏名の一部を「死」と異変換され、書き込まれていたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案⑨ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Fは、事案⑨記載の行為をした旨を認めている。その他、児童Fが事案⑨記載の行為をしたことを否定する証言、証拠、事実は存在しない。

以上のことから、事案⑨に関する児童Aの訴え・証言は、児童Fの証言と一致しており、事案⑨記載の行為があったと認定できる。そして、この行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案⑨に関し、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案⑨記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案⑩6月11日(日) 公園

【訴えの内容】

- ・児童Aが、児童G、児童Hと、遊びの一種である「大根抜き」をしていたところ、児童Aが引っ張られる役になったときに児童Gにズボンをひっぱられたこと。
- ・児童Hも一緒に児童Aのズボンをひっぱってきたこと。
- ・児童Aのズボンが下がり始めたとき、児童Gに「ズボン脱がすぞ〜。」みたいなことを言われて2人(児童G及び児童H)にズボンをひざまで下げられたこと。
- ・その結果、パンツを見られて、腹が立ったから家に帰った。

【認定した事実】

- ・児童Aが、児童G、児童Hと、遊びの一種である「大根抜き」をしていたところ、児童Aが引っ張られる役になったときに児童Gにズボンをひっぱられたこと。
- ・児童Aのズボンが下がりはじめたとき、児童Gに「ズボン脱がすぞ〜。」みたいなことを言われて児童Gにズボンをひざまで下げられたこと。
- ・児童Aが児童Hに靴を引っ張られたこと。

事案⑩：本委員会の認定事実は、上記の内容であり、「いじめ」に該当する行為があった。

児童Gは、当時、児童Aのズボンを引っ張ったことを認めている。一方で、児童Hは、児童Aの靴を引っ張ったことを認めたものの、ズボンを引っ張ったことを認めていない。その他、児童Hが、児童Aのズボンを引っ張ったことを証言する児童はいない。従って、事案⑩に関し、認定した事実の限度で、児童Aの訴えのとおり的事実が認められる。

事案⑩に関し、認定した事実により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。

なお、児童Gは、本校に所属する児童ではないものの、事案⑩の当時、児童Aと、児童Gの関係は、本校の児童である児童Hと一緒に遊ぶ関係であったことを鑑みれば、児童Gは、「当該児童生徒が関わっている仲間」に当たり、法第2条第1項の「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等」に当たるものである。その他、法第2条第1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案⑩に関し、認定した事実(以下、「事案⑩」とする)を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

事案⑪6月13日(火)

【訴えの内容】

- ・児童Aが、クロムブックで教室とmeetでつながっているときに、児童Bに、画面越しに中指を立てられたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案⑪ 本委員会の認定：「いじめ」に該当する行為があった。

児童Bは、当時、画面越しに中指を立てたことを認めているものの、その一方で、児童Aに対して行ったことを否定している。しかし、担任の証言から、事案⑪の当時、クロムブック及びmeetを利用し、教室外からオンラインで授業参加していた児童は、児童Aしかいないことが判明している。すると、児童Bによる画面越しに中指を立てる行為は、「児童等」である児童Aに

「対して」行われているものと言える。

よって、児童Bが、事案⑩記載の行為をしたと認定できる。そして、事案⑩記載の児童Bの行為により、児童Aが心の苦痛を感じており、法第2条第1項の「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に当たる。その他、事案⑩に関し、法第2条1項の他の要件を充足していることは明らかである。

よって、事案⑩記載の事実を法第2条第1項の「いじめ」と認定した。

(2) 「いじめ」の認定に関する小括

ア いじめと認定した事案

【事案①】【事案②】【事案③】【事案④】【事案⑥】【事案⑦】【事案⑧】【事案⑨】【事案⑩】
【事案⑪】については、関係児童による行為が事実であると認めることができ、いじめの定義にあたるため、いじめと認定した。

イ いじめと認定できなかった事案

【事案⑤】については、行為を行った児童ならびに目撃者等の証言では、その行為の有無や事実確認を行うことができなかったことから、いじめと認定することはできなかった。

2 いじめと不登校との関連

(1) 事案①②③④⑦について

①②③④⑦の事案からは、児童Aが児童B、児童Cの行為によって教室で過ごすことに不安感を募らせていったことがわかる。

(2) 事案⑥について

この事案は授業中のできごとであり、担任と他の児童と一緒にいた時間のできごとである。この点において、他の事案とは少し状況が違っている。この時の授業に対する本児と担任の受け止め方について、児童Aは次のように述べている。

クロムブックの使用の中で、「クイックドロ」を休み時間にやってもよいかどうかの話し合いをした。意見が2つに分かれた。学習に関係ないものだから駄目だという人。昨年度までは、やってもいいことになっていたものだし特に人に害を与えるものではないのでよいという人。クラスの多くが、駄目という考えだった。話し合いの結果、多数派の意見である「やっては駄目」に決まった。ぼくはその話し合いの中、少数派の意見であった。同じ意見を代表していろいろと意見を言った。その時、多数派の児童Cや他の人が「頭おかしい」みたいに責めてきた。この話し合いは、話し合いではなく多数派が少数派を責めるだけのもので話し合いではないと思った。

また児童Aはこの時の担任の対応について、「担任は助けてくれなかった。苦しい話し合いだった。」と述べている。この事案では、何らかの冷やかしの言葉を言われたことをいじめと認定したが、こうした言葉を発した児童に担任が何もしてくれなかったと感じた児童Aの落胆の気持ちが読み取れる。事案①②③④⑦で募っていったこれらの児童に対する不安不満に加えて、担任への不安不満が大きく形成されたのがこの事案ではないかと考えられる。

(3) 事案⑧について

児童Aが股間を蹴られたことについて、今まで普通に接していた児童Eでも、集団の中に入ると嫌なことをするような状況と捉えている。そうした学級全体への不信感が教室へ入ることができなくなった一因である。

(4) 事案⑨について

事案⑥のおよそ2週間後、事案⑨が発生した。事案⑨を引き起こした児童Fと児童Aは、同じ児童委員会に所属しており、比較的良好な関係にあった。少なくともこの二人の間でトラブルはなかった。その児童Fから、ある日突然「死」と書き込まれたことは、児童Aにとって大きなショックであったことは想像に難くない。児童Aにとっては、これまで不安を感じていた児童だけではなく、他の児童の中にも自分に嫌なことをしてくる人がいること、そのような学級の雰囲気になってしまっているのではないかという懸念、担任はそうした事態を打開してくれないという気持ちが複雑に絡み合い、学級で過ごすことを断念するに至ったものと推察される。

(5) 事案⑩について

事案⑩については、行為を行った児童は別学級であり、一連の事案との因果関係を見出すことは難しい。しかし、この事案が起きた次の日、児童Aは心身の苦痛により欠席した。短期間の間に次々と自分に対して嫌な行為をされたことや別のクラスの児童からも心身の苦痛を感じる行為をされたことによる別のクラスへの転籍という選択肢がなくなったことは、児童Aにとっては不幸な気持ちを募らせることにつながったと言える。

(6) 事案⑪について

事案⑪は、別室登校後に起こったことである。画面越しに中指を立ててくる行為を知った児童Aは、児童Bが事態を重く受け止めておらず、学級の雰囲気も改善されていないと受け止め、学級に戻ることはできないという気持ちを強めたのではないかと思われる。

3 小括

【事案①】【事案②】【事案③】【事案④】【事案⑥】【事案⑦】【事案⑧】で募った学級の児童および担任に対する不安不満が、【事案⑨】によって決定的となり、以降、別室登校を余儀なくされるに至った。【事案⑪】もその後の別室登校を継続させる要因になっている。

第3部 いじめの行為に係る学校の主な対応

第3部では、調査対象とした全ての事案に対して学校がどのような対応をしていたか、また、それらの対応が適切であったかどうか、適切でなかったとしたらその対応のどこに不十分な点があったのかを検証する。そのうえで、考えられる組織としての改善策を記す。

I 事案に対する対応の実際

事案①4月20日(木)算数の時間

【訴えの内容】

- ・「児童Aが、授業中にパソコンでよくわからないことをしていた児童Bを注意したところ、児童Aに、 （インフルエンサーである 氏を指している。以下、敬称略）のまねをされたあとに「死ね」と言われたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案①について、担任は児童Aより訴えがあったので、児童Bに確認した。児童Bは事実を認めたので、絶対にいけないことを伝えた。事案当時は、担任は把握していたものの、学校組織としては把握できずにいたため対応しなかった。

学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Bの行為に対して聞き取りを行い、上記の行為に対する指導をした。児童Bの保護者に対して、10月上旬に行為の事実及び指導内容を伝えた。

事案②4月21日(金)書写の授業の片付けの時間

【訴えの内容】

- ・児童Aが、半紙と墨汁があまっていたので、「へのへのもへじ」を書いていたら、児童Bと児童Cに のまねをしながら「何書いてんだよ。」と言われ、児童Bに最終的に「死ね」と言われたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

児童Aから訴えがあったときは中休みだった。その場に児童Bと児童Cはいなかったため、担任は、3校時の音楽専科の時間に音楽室から児童B、児童C、児童Aを呼んで、音楽室の前の廊下で事実確認をした。児童Bと児童Cは、ことの顛末や「死ね」と言ったかどうかははっきりと認めなかったため、担任は、周囲にいた他の児童2名を廊下で呼んで、そのようなことを聞いていないか確認した。この二人の児童は、児童Bと児童Cと児童Aとのやりとりや、児童Bが「死ね」という言葉を言っていたことについても証言した。その話を聞いて児童B、児童C二人とも事実を認めた。担任は、児童Bと児童Cに対して、自分の学習をしっかりとすることと「死ね」という言葉はいけないことを指導した。また、その言葉を二度と児童Aに言わないことを約束させた。その後、担任は児童Aだけと話し、また言われたら先生に言ってほしいことと、仲良くしてほしいことを伝えた。担任は、放課後この件について児童Bの保護者と児童Cの保護者に伝えた。

児童Aの保護者は担任に、この件について児童Bの保護者と児童Cの保護者に伝えてほしいこと、担任だけではなく教頭にも一緒に対応してほしいことを伝えたと話していた。担任は把握していたものの、教頭への報告はなかった。児童Bの保護者と児童Cの保護者に対して、7月上旬にそれぞれ行為の事実及び指導内容を伝えた。

事案③4月21日(金)3校時(音楽)

【訴えの内容】

- ・児童Aが、担任と児童Bと児童Cと4人で話し合いをしたときに、児童B及び児童Cから、担任が見ていないところで、児童Aをバカにするような顔をしてあおられたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案③については、事案②について事実確認した音楽室前の廊下での出来事と思われる。担任の記憶では、おそらく周囲の児童を呼ぶ前の場面ではないかと思われるが把握していなかった。学校組織としては把握できずに対応しなかった。学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Bの行為に対して聞き取りを行ったが、児童Aに対して行った行為ではないと主張していたため、上記の行為に対する直接的な指導は行っていないが、誰に対しても上記のような行為を行うべきではないことを指導した。児童Bの保護者と児童Cの保護者に対して、10月上旬に面談を行い、指導内容を伝えた。

事案④4月25日～

【訴えの内容】

- ・児童Aが、日常的にPCで関係ないことをしていた児童Bを注意したところ、児童Bに「それってあなたの感想ですよ」などと ████████ のまねをしながらバカにされたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案④について、担任は見えていなかったため、把握していなかった。この時点では、学校組織として把握できずに対応しなかった。

学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Bの行為に対して聞き取りを行い、上記の行為に対する指導をした。児童Bの保護者に対して、10月上旬に行為の事実及び指導内容を伝えた。

事案⑤4月25日(火)昼休み

【訴えの内容】

- ・児童Aが、グーグル翻訳で少し遊んでいたら、児童Bと児童Dに「お前何やってんの。」とあおられた感じに言われた。児童Dに「お前は、児童Bのこと注意するけど、お前も同じように変なこと調べてんじゃないの」と言われたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定することができなかった。

事案⑤の内容について、担任は、児童Bや児童Dの声が聞こえてから見たので、行動自体は目視できていなかった。この時に児童を注意したかどうかについては、記憶があいまいで覚えていない。また、事案発生当時、担任は児童Aからこの事案に関する悩みを打ち明けた手紙を受け取っているが、具体的な指導は行っていない。

学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、10月中旬に児童Bと児童Dの行為に対して聞き取りを行った。上記の行為に対する事実を認めていなかったため、この事案に関する直接的な指導は行っていないが、日常的に行っていた問題行動に対する指導を行った。数日後、児童Bの保護者と児童Dの保護者に対して指導内容を伝えた。

事案⑥5月23日(火)授業中(学級会)

【訴えの内容】

- ・児童Aが、児童Cや多数派の人に「頭おかしい」みたいに責められたこと。

【認定した事実】

- ・児童Aが、児童B、児童C、児童D及び他の複数名の児童に、冷やかしを受け、又はバカにされたこと。

事案⑥について、担任は、話し合いを子どもたちに委ねていた。学級会は成立していたものと認識していた。学級会が終わってから、児童Bと児童Cは「クイックドロ―使えないわ〜。」と却下された少数派をバカにする言い方をしていた。話し合いの後、担任から児童Aに「納得できたかい？」と声をかけた。児童Aが落ち込んでいたので、担任から給食時間に児童Aを心配していた児童に「ちょっと声をかけてあげて。」と伝えた。

この学級会に教頭も同席していたが、途中から話し合いの場を壊す言動をする児童を別室で指導するため教室を離れた。そのためこの現場を目撃していなかった。同学年の他の教諭も学級会の様子を見に来ていたが、短時間だったためこの場面は目撃していなかった。この時点では、事案⑥について、児童Cに聞き取りは行っていない。

学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Bの行為に対して聞き取りを行い、上記の行為に対する指導をした。児童Bの保護者に対して、10月上旬に行為の事実及び指導内容を伝えた。多数派の児童に対しては、対象児童が明確でなかったため対応しなかった。

事案⑦5月25日(木)

【訴えの内容】

- 児童Aが、児童Cに、後ろから肛門に股間をこすりつけられて、つきとばされたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案⑦について、児童Aは、「当時、担任は見ていたはずである。また、このことを伝えていた。」と証言しているが、担任は把握していなかった。当時、対象児童への聞き取りをするなどの対応は行っていない。また、学校組織として把握できずにいたため対応しなかった。学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Cの行為に対して聞き取りを行った後、上記の行為に対する指導を行った。児童Cの保護者に対して、10月上旬に面談を行い、行為の事実及び指導内容を伝えた。

事案⑧ 5月30日(火)

【訴えの内容】

・児童Aが、児童Eに、面白半分で股間を蹴られたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案⑧について、児童Aはこの日のうちに担任に伝えていた。担任は、児童Aの訴えについて事実確認を行わなかった。また、教頭にもこの案件を伝えていたが事実確認をこの時に行わなかった。

7月頃、児童Aから教頭に、「児童Eに嫌なことをされた。」旨の申告があった。教頭は、この申告を受け、謝罪の場を設定した。児童Eは、児童Aに「嫌なことをしてごめん。」と謝った。しかし、教頭はこの「嫌なこと」の内容の詳細を明らかにしていなかった。そのため、児童Eが謝罪をしたことがこの案件のことかは明確でない。

10月中旬のいじめの重大事態調査委員会が発足当時、この事案を調査項目とはしていなかった。その理由は、三つある。一つ目は、児童間での謝罪が行われていたことから解決したと認識していたこと。二つ目は、この事案は、諸事情により児童Aへの聞き取りができない状況であったこと。三つ目に、調査項目については、学校と児童Aの保護者間において、児童Aからの聞き取りをもとに、調査項目の内容を精査するため確認作業を数回行っていたが、その中では調査項目にあがっていなかったことである。

児童Aの保護者は、10月中旬のいじめの重大事態調査委員会が発足当時、この事案を調査項目とはしていなかったことについて、「教頭が児童Aに調査項目の聞き取りを行った際、事案⑧について児童Aが調査対象としたいと伝えたが、対象児童への聞き取りができないため取り上げてくれなかった。また、児童Aの保護者へ調査項目を確認していただく期間が5日間しかなかったため、家庭で十分に確認することができなかった。これは、学校が調査項目を隠蔽しようとしていたと思っている。」と述べている。また、7月に児童Eが児童Aに対して謝罪した件について児童Aは、今回の調査とは別の事案についてであり、この事案について児童Eから謝罪を受けていないと話している。

11月22日(水)に行われた第2回いじめの重大事態調査委員会で、SCから「児童Aのカウンセリングを行った際に事案⑧の被害を訴えていた。」という報告があり、調査の対象項目とすかどうかを児童Aに確認することとした。11月29日(水)に行われた第2回の調査委員会の報告会で、保護者に対して事案⑧の調査を行うかどうかの確認を児童Aに行っていたよう依頼した。児童Aの意思の確認後、第3回の調査委員会で事案⑧を調査対象とすることとし、これ以降調査を行った。学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Eの行為に対しては、聞き取りを行おうとしたが、児童Eの事情により聞き取りを行うことができなかったため、上記の行為に対する指導を行っていない。また、児童Eの保護者に対しても児童Eの事情により、接触できなかったため、行為の事実及び指導内容は伝えていない。

事案⑨6月5日(月)振替休業日

【訴えの内容】

・児童Aが、児童Fに、委員会のクラスページの児童Aの名前の欄の氏名の一部を「死」と異変換され、書き込まれていたこと。

【認定した事実】

・上記の内容を認定した。

事案⑨については、保護者から電話で事案の発生を知り、校長、教頭、主幹教諭、担任で事案の概要を情報共有し、初期対応にあたった。その際、関係教諭等と実際の画面を確認したうえで、他の児童の目に触れないようにするため、「死」の文字を修正した。

教頭は、児童Aからの聞き取りを行った。担任と主幹教諭は、児童Fからの聞き取り及び指導を行った。担任、主幹教諭、教頭の3名で、児童Aに対する児童Fの謝罪の場を設定した。その後、教頭から児童A保護者へ架電し、児童Fからの聞き取り内容等を伝えた。児童Fの保護者へは6月6日の放課後に担任から電話で連絡した。児童Fの保護者から、児童Aの保護者への謝罪に関する話題はでなかった。

児童Aの保護者から、学級でこの事案を取り上げた授業を行ってほしいとの申し出があった。「事実をありのままに学級の児童らに伝え、被害にあった児童の辛さを伝えるとともに、こうしたことが二度とあってはいけぬ。」という趣旨の授業を担任ではなく、教頭か主幹教諭が行ってほしいとの申し出があった。また、「学校は児童Fの保護者に対して、この事案の重大さについてきちんと伝えていないのではないか。」という指摘があった。

学校は、学級でこの事案を取り上げて授業を行う準備を進めた。その際、教育委員会から児童Fが特定される可能性があるため、保護者に確認を行ったほうがよいという助言があった。

児童Fの保護者に、主幹教諭が連絡を取り、6月12日(月)の放課後に、児童Fの保護者と担任、主幹教諭、教頭で面談を行った。事案の概要について、担任から児童Fの保護者へ説明を行い、児童Fが児童Aに対して謝罪をしたこと等を伝えた。さらに、主幹教諭、教頭から児童への指導内容と今後こうした事案が起きないようにするためにこの事案を取り上げた授業を行うことも伝えた。

児童Fの保護者からは、授業を行うことで児童Fが特定されることへの承諾と児童Aの保護者に対する謝罪の申し出があった。また、学校側に対して、「子どもがやったことは、駄目なことである。でも、PCを児童に与えるということは、こうした問題が起きることも想定できたはずであり、そうした対応を学校がきちんと行っていればこの事案は防げた。」という意見もあった。

学校は、6月12日(月)、児童Fの保護者から児童Aの保護者に対し謝罪の申し出があったことを児童Aの保護者に伝えた。児童Aの保護者は、最初は「考えさせてほしい。」と言っていた。その後、「家族で話し合い、受け入れないことに決めた。」と回答があり、加害児童の保護者に対して、「もう遅い。この件については一生許さない。」と伝えてほしいと言われた。学校は、児童Fの保護者に対して、そのことを伝えた。

6月14日(水)、主幹教諭によるこの事案を取り上げた道徳の授業を行った。学校は、学級の保護者あてに「学校生活の振り返り」と題した文書を配付して、授業を行ったことを周知した。授業を行うにあたり、児童Aと保護者から授業の動画を視聴したいという要望が事前にあったことから、この日の放課後、校長室で授業の動画を視聴した。

事案⑩6月11日(日)公園

【訴えの内容】

- ・児童Aが、児童G、児童Hと、遊びの一種である「大根抜き」をしていたところ、児童Aが引っ張られる役になったときに児童Gにズボンをひっぱられたこと。
- ・児童Hも一緒に児童Aのズボンをひっぱってきたこと。
- ・児童Aのズボンが下がり始めたとき、児童Gに「ズボン脱がすぞ〜。」みたいなことを言われて2人(児童G及び児童H)にズボンをひざまで下げられたこと。
- ・その結果、パンツを見られて、腹が立ったから家に帰った。

【認定した事実】

- ・児童Aが、児童G、児童Hと、遊びの一種である「大根抜き」をしていたところ、児童Aが引っ張られる役になったときに児童Gにズボンをひっぱられたこと。
- ・児童Aのズボンがさがりはじめたとき、児童Gに「ズボン脱がすぞ〜。」みたいなことを言われて児童Gにズボンをひざまで下げられたこと。
- ・児童Aが児童Hに靴を引っ張られたこと。

事案⑩に関わる担任と主幹教諭は、事実関係の聞き取りを行った。

学校は、6月12日(月)、児童Gの在籍校に連絡し、児童Gへの聞き取りを依頼し、実施してもらった。児童Aの主張と異なる点について、場面を再現し事実確認を行った。児童Hの主張と児童Aの主張は異なり、事実ははっきりしなかった。聞き取り後、関係児童らは、児童Aに対して謝罪したいと話していた。また、児童Gについても6月12日(月)、在籍校の管理職から保護者へ事実を伝えていただいた際に、児童Aの保護者に対する謝罪の申し出があった。学校は、6月12日(月)、関係児童及び児童Gの保護者から謝罪の申し出があったことを伝えた。

児童Aの保護者は、『子どもが、「相手の児童と顔を合わせたくない。会いたくない。」と言っているため、謝罪の必要はなく、今後関わらないでほしい。』と言っていた。また、児童Aの保護者は、この事案に関して事実認識にずれがある状態で謝られても反省にはつながらないと思っているということだった。

学校は、6月13日(火)、児童Gの保護者に対して、在籍学校より児童Aの保護者の意向を伝えていただくよう依頼した。

事案⑪6月13日(火)

【訴えの内容】

- ・児童Aが、クロムブックで教室とmeetでつながっているときに、児童Bに、画面越しに中指を立てられたこと。

【認定した事実】

- ・上記の内容を認定した。

事案⑪について、担任は把握していなかった。学校は、児童A及び保護者から訴えがあった際、主幹教諭と教頭が児童Bに対し聞き取りを行った。児童Bは、日常的に特定の対象者だけではなく、中指を立てるという行為を行っていたことを認めた。児童Bに対し、中指を立てるという行為が人を侮辱する行為であることから今後行わないように指導した。また、学校生活における不適切な行為(廊下などでスライディングをすること、暴言を吐くこと等)を指導した。児童Bに対し、学校生活で困っていること等があったらいつでも相談に来るように伝え定期的

に声掛けを行った。学校は、いじめの重大事態調査を行っていく中で、児童Bの行為に対して聞き取りを行った後、上記の行為に対する指導を行った。児童Bの保護者に対して、10月上旬から中旬に面談を行い、行為の事実及び指導内容を伝えた。

2 学校の対応について

本事案は、児童Aの保護者と連絡を重ねながら都度対応してきた。概要を以下に記載する。

(1) いじめの重大事態調査に至るまでの児童Aの保護者に対する学校の対応について

日にち (曜日)	時間	場所	児童Aの保護者からの 相談及び要望等の概要	児童Aの保護者等への 学校の対応の概要
4月24日 (月)	授業参観中	職員室	教頭に参観授業の様子を同学年の他のクラスと比較してほしい。	教頭が授業の進め方や板書等の違いを確認したことを伝えた。
	放課後來校	教室	担任の生徒指導の状況について。今後は大丈夫か心配。	担任と教頭が対応。継続して学級指導を行っていく旨を説明。
5月22日 (月)	放課後來校	教室	クローム端末の使い方・細かいルールが明確でなく指導ができていない。担任は、児童Aが安心して学校生活を送れるよう学級経営してほしい。	担任と教頭が対応。校長、教頭、担任で、クローム端末の使用法・ルールを学校のきまりに則って学級で話し合うことを確認。
5月23日 (火)				担任が中心となって、学級会を行ったが、話し合いのコントロールができず、少数派の意見の児童が多数派の児童に責められるような場面が生じた。
6月6日 (火)				児童Aの別室登校開始。 (職員室)
	朝入電		委員会のクローム端末内のクラスルームで、氏名の一部を「死」と異変換された件について、学校で事実確認を行う旨依頼。 児童Aは職員室登校を決めた。保護者もその判断を尊重し職員室登校を要望。	教頭が電話対応 【午前】 教頭、担任、主幹教諭が関係児童から聞き取り。 事実確認後、児童間での謝罪の場を設定。 【12:00頃】 教頭が児童Aの保護者へ事実確認の内容を電話連絡。 【放課後】 担任が児童Fの保護者へ事実確認の内容を電話連絡。
	16:00 来校	校長室	担任の指導に従っていない児童がいる。学級の立て直しをしてほしい。 体育で児童Aを関係児童と一緒にグループで活動させるのは担任の配慮が欠けている。	校長から担任だけでなく、担任外総がかりで教室に入って、子どもが安心して過ごせる環境を作っていく旨を伝える。 その後、札幌市教育委員会（以下、市教委とする）に報告・情報共有し相談。
6月8日 (木)	8:30 来校	校長室	氏名の異変換について、再発防止のため実際の画像の写真を使って、主幹教諭が教頭から授業(指導)を行ってほしい。	校長、教頭、主幹教諭対応。 学級での指導を行うことや、授業についても早急にできるように検討する旨を伝える。

	放課後			教頭から電話で、6月9日(金)に授業を行う予定であることを伝える。
6月9日 (金)	午前入電		本日行う予定の授業を参観したい。授業の動画を見童Aと保護者で視聴したい。	教頭が対応。夕方に視聴できるよう準備することを伝える。
	午前中			見童Fの保護者に確認が済んでいないことから授業の延期を決定。(市教委と確認) 教頭から授業の延期を電話で伝える。
	12:30頃入電		授業を延期した理由についての問い合わせ	教頭が対応。 授業を延期した理由を説明。
	17:00頃来校	校長室	学年、学校で保護者会を開き、今回の件を周知してほしい。学級の様子を話してもらい、学級について話し合う機会を設けてほしい。	校長、教頭、主幹教諭、担任。校長から、今後のゴールについて提案。教室で過ごせるようにする、修学旅行に参加できるようにする等
	18:40頃		今回の「死」の件を学校はもっと重く事態を捉え対応すべきであった。 転校も視野に入れているが、加害者が在籍し、被害者が転校することはおかしい。 見童Aが、職員室のどんな環境下で過ごしているのかわりたい。	教頭から電話で、今後の学校の対応についてと職員室内での見童Aの様子を伝える。
6月12日 (月)	朝入電		6月11日(日)午後3時頃、校区内の公園で6年生児童数名と「大根抜き」という遊びをしていたところ、ズボンを下ろされた。同クラスの児童ではないが、見童Aはショックを受けているため、欠席する。	教頭対応。 【午前中】主幹教諭、当該クラス担任が関係児童から聞き取りを行い、事実確認。 教頭から見童Gの在籍校に連絡し事実確認の依頼。 【放課後】各担任から関係児童G、Hの保護者に電話で連絡をし、確認した内容及び指導した内容を伝えた。
	17:00頃来校	校長室	担任に対して、 ・テストや配付物について。 ・授業のフォローについて。 ・Meetの活用について。 学校に対して ・担任を支援する教諭を教室に配置してほしい。	校長 教頭 主幹教諭 担任対応 見童Fの保護者との面談した内容と公園での件について確認した内容を伝える。 校長から、担任が可能な限り要望に応じていく。担任を支援できる教諭がいないため、配置は難しい旨伝える。
6月13日 (火)	朝入電		見童Fの保護者からの謝罪は受け入れない。 公園でかかわった児童ともしばらく距離をおきたい。 翌日行う授業については、保護者向けに授業内容とねらいについて記載した文書を校長名で出してほしい。	各担任から見童Fの保護者と見童Hの保護者にもその旨伝える。 教頭から他校児童の在籍校の管理職を通して、保護者に伝えていただくよう依頼する。 授業後の文書については、配付する。 その後、市教委に報告・相談。
	放課後			第1回いじめ防止対策委員会を開催。

6月14日 (水)	16:00 来校	校長室	5 時間目に行った道徳の授業動画を児童 A と保護者が観覧。 本日、クローム端末のトラブルに教頭が対応したと聞いた。担任が対応すべきではないか。日常的にトラブルが発生しているようで心配だ。学級を立て直すための支援として、SSW の要請依頼があった。	教頭から、クローム端末のトラブルへの指導について、教頭と担任の役割分担について説明。 校長から、札幌市の SSW の役割の中に、学校内の体制の支援は含まれないため、学級を立て直す役割として、担任を支援する立場の生徒指導相談員の派遣を提案。
6月16日 (金)				対象学級の保護者に「学校生活ふりかえり」の文書配付。 全校の家庭へ「いじめ調査」に関する文書配付。
	放課後			第 2 回いじめ防止対策委員会を開催。
6月19日 (月)	朝来校		児童 A の保護者が自作したいじめに関する対処法やいじめをとりあげた授業の流れ、学級づくりなどに関する資料を含めた要望書提出	教頭が要望書を受領。
6月23日 (金)	放課後來校		授業ビデオの視聴及び緊急保護者会の提案、今後の指導方針について説明を求める。	授業ビデオの視聴後、校長から、保護者会の検討を行うことと児童 A が修学旅行に安心して参加できるように指導していくことを伝える。 その後、市教委に報告・相談。
7月3日 (月)	放課後來校	校長室	・職員室登校をして1カ月が経つが、対象クラスの保護者からは、学級の様子が改善されていないと聞いている。 ・クラスの児童への聞き取りが行われているかどうか確認したい。 ・クラスが改善されているとは思っていない。保護者会を開いて全家庭にこの事実をきちんと伝えてほしい。 ・担任からの電話で、正しいことがきちんと伝わるのか。 ・今後、クラスを改善していくための生徒指導能力が担任にはあるのか疑問に感じている。	・校長から、担任からはクラスは改善していると聞いている。担任を信じている。他にもいじめがあるというのは本当なのか。 ・教頭から、今後、児童への聞き取りを行う旨伝える。 ・校長から、保護者会は開かないが、全家庭に担任から電話をして、クラスの様子を伝える ・校長から、それは担任に対して失礼ではないかという旨の発言。
7月4日 (火)				同じ学年の教諭が、対象クラスの児童への聞き取りを行った。結果、クラスの状況は改善できていないと分かった。 その後、市教委に報告・相談。
7月6日 (木)	17:00 来校	校長室	保護者同士が対面で話し合いができるように、保護者会を行うよう再度要請。	校長から、聞き取りの結果、クラスの状況が改善されていないことが分かったことを伝える。 保護者会ではなく、8月に予定している修学旅行のビデオ上映会の終了後に校長から保護者に伝える。
7月10日 (月)	午前中来校	PTA 会室	PTA 会長、学年代表、クラス代表にいじめ問題を相談する。	

7月13日 (木)			いじめ重大事態調査を依頼。 説明を聞き撤回。	校長、教頭、主幹教諭対応。 校長から、まずは修学旅行に参加できるように様々な対応をしていきたい旨を説明。
7月24日 (月)	16:00 来校		いじめ重大事態調査を行うよう再要請。	校長は、いじめ重大事態調査の要請があったことを市教委に報告。
8月18日 (金)	来校	校長室		市教委より、調査の目的や仕組みを説明し、説明を踏まえて調査実施について検討するよう伝える。
8月21日 (月)	来校	校長室	いじめ重大事態調査の正式依頼。	

(2) 別室対応になってからの児童Aに対する学校の対応について

事案⑨の発生以降、児童Aは所属学級で過ごすことを拒否し、別室（職員室）で過ごすことを希望した。児童Aの保護者も、児童Aの意向を尊重し、学校の中の安全な場所で児童Aに学習させたいという考えであった。児童Aは、この頃の所属学級について、校内で実施した生活アンケートに、「立ち歩く人がいて授業に集中できない」「人をバカにする人がいる」「パソコンでやっていいことと悪いことがわかっていない」「担任の先生は注意くらいしかしない」などの困りごとを記載していた。児童Aにとって所属学級は学級崩壊している状態であり、その状態が直るまでは、児童Aは学級に絶対行きたくないと考えていた。学校は、児童A及び児童Aの保護者の意向を尊重し、無理に教室に戻すような関わりをせず、終日別室で過ごせるような環境を整えていくことにした。

児童Aは、6月6日(火)から別室で過ごした。学習スペースには、職員室内の打ち合わせ用机が置いてある場所をメインとした。教頭が、中心となって授業を進めたりケアを行ったりした。学校は、日々の授業は所属学級の時間割に基づいて、可能な限り同じ内容の授業を履修できるよう努めた。児童Aは、担任の行う授業には嫌悪感を示したため、隣接する学級の教諭が行う授業をオンラインで視聴して学習することもあった。担任外教諭が、体育や家庭科などの授業をマンツーマンもしくは少人数で行うこともあった。また、校内で顔を合わせたくない児童と接触しないように配慮した。登下校については、時間帯をずらしたり、教頭や担任外教諭が付き添って見守ったりした。中休みや昼休みには、別室で仲のよい児童と話をする時間を設けた。給食時には、所属学級の児童に給食を職員室まで運んでもらった。下膳は職員用の給食ワゴンに戻した。

1学期末には、小学校生活で大きな思い出となる修学旅行を控えていた。学校は、児童Aが嫌な思いをせず、楽しく過ごすことができるよう、引率体制、グループ編成、部屋やバスでの過ごし方など、本人が心配なく過ごせるようできる限り配慮した。1泊2日の旅行中は、教頭と主幹教諭がずっとそばに付いて活動を見守った。帰校後、児童Aは「修学旅行はとても楽しかった。もう一度行きたい。」と話していた。

学校は、2学期に向けて児童Aを含む別室登校の児童用に時間割を編成し、複数の教諭が授業支援に関わる体制にした。主たる学習場所を職員室から放送室へと移動した。主幹教諭をコーディネーターとして、授業を担当する教諭や場所などについて調整した。

学校は、2学期が始まる前に、児童A及び児童Aの保護者に授業支援計画を説明した。児童Aの同意なく教室に戻すことはせず、少しずつ時間をかけて教室の雰囲気を整えていくことにした。もしも本人が所属学級に戻りたいという気持ちにならなければ、卒業するまでこの指導体制を維持していく予定であった。しかし、2学期途中からは、代替教諭が未配置の学級への対応や担任へのサポートが必要な学級がでてくるなど、学校運営上の理由で、児童Aに対して別室で行っていた一部の授業を行うことができなくなった。

(3) 児童Aが学級に戻れる環境を整えるために行った学校の対応について

6月6日(火)の別室登校が始まってからは、加害行為を行っていた児童への指導を、その都度、担任と主幹教諭で行った。その後、主幹教諭が担任をサポートしながら、対象の児童の保護者と面談をしたり、電話連絡などをしたりして指導内容を伝えた。

6月22日(木)、教育委員会の生徒指導担当指導主事に担任の授業を参観してもらい、その後、授業と生徒指導に関する指導助言をいただいた。また、担任の指導力を高めるために、教育委員会に「先生サポート」の申請をした。定期的に指導主事に来校していただき、様々な授業を参観したあとで学級経営に関する指導及び助言等をいただいた。児童Aが学級に戻れる環境を整えるために学級の立て直しに向けた具体的な方法についての指導や担任の日々の学級経営に関する相談等を行った。教育委員会の「先生サポート」は、3月の卒業まで行った。

7月頃から、臨時のいじめ防止対策委員会、校務連絡会の機会を通して、事案の状況と対応方針を関係職員で共有した。児童Aが学校で安全に過ごせるよう、教頭・主幹教諭を支援に充てるとともに、全職員に児童Aの置かれた状況を伝え、全職員に協力を要請した。学級状況の改善のため、対象児童を抽出して主幹教諭や教頭が別室で個別の支援を行ったり、生徒指導を行ったりした。さらに、体育や音楽など、学年合同で実施できる授業では、他学級の教諭が主となって進める機会を増やした。よくない言動を抑止するために教室の様子を管理職や担任外教諭が参観する機会を増やした。そうした形で担任をサポートし、学級の立て直しを図った。

3 学校のいじめに対する対応における問題点

(1) いじめの兆候が見逃されていた

事案③④⑦⑩について、担任も他の職員も把握していなかった。③④⑩については、日常的に類似した行為が行われていたが、それをいじめにつながる兆候としてとらえるに至らなかった。その要因として、クラス編制が行われたばかりの年度初めであり、高学年という発達段階における児童同士の人間関係作りや担任との信頼関係が築けるまでの期間が短かったということ、異動してきたばかりの教諭が担任となり、ベテラン教諭ではあるものの学習指導や学級経営の経験や手法を管理職をはじめ同僚が把握できていなかったため静観してしまった。そのため、組織的な対応が遅れてしまい、いじめの兆候を見逃すことになってしまった。

(2) 組織として情報共有されなかった

事案①②⑥は、担任の把握・対応で留まっていた。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないようにしなければならない。しかし、異動してきて間もないうえに学年主任という立場の教諭が、管理職をはじめ自分より年下の同僚らに相談できなかった環境にあった。結果的に担任が抱え込むことになり、組織的な対応ができず、早期の事案解決と終息につなげていけなかった。

(3) いじめを見過ごさない、生み出させない集団作りができていなかった

事案⑤については、(1)～(3)に関わるが、いじめと認定できなかった。

7月6日(木)、児童Aの保護者が校長室に来校した際、児童Aが事案⑤について相談する手紙を

担任に4月26日(水)ぐらいに渡しているが、管理職はこのことを知っているかということを探ってきた。管理職は、担任から手紙について報告を受けていなかったため、7月6日(木)に担任に確認したところ、担任は「もらったかどうかわからない。」と答えた。その後、11月になって担任は、職員室の机の中に保管していた児童の個人資料の中からこの手紙を見付けた。担任は、このとき見付けた手紙を読み返して、当時はいじめの相談ではなく、悩み相談であると受け止めていたこと、担任の判断で具体的な指導はせず、様子を見守ることにしたこと、もらった手紙は重要なものなので、保管しておく必要があると考え、職員室の机の中に入れて保管しておいたということを思い出した。

いじめの重大事態調査委員会の中で、手紙の内容及び当時の担任の考えや思いを全体で共有したうえで話し合いを進めた。担任が児童からの相談を手紙で受け取ったときに事実確認を行い、適切な指導を行っていたら、児童Aの担任や学級に対する不安は軽減していたかもしれない。手紙を受け取っていたにも関わらず、何も対応せずに放置していたことは、学校側の対応が不適切であったと言わざるを得ない。

事案⑥について、担任は後日、次のように述べている。

「PCの使用方法に関する細かいルールは、昨年度はクラスごとに違っていた。担任引継ぎの際に、学級ごとにどのようなルールにしていたのかについても触れておく必要があった。その上で、学年全体の場で、たくさんの児童の声も聴きながら、学年として共通のルールを話し合うべきであった。」

学校は、子どもにとってPCという興味関心の強いものに関する事項においては、クラス単位ではなく学年で行うべきであった。特に、高学年という児童の発達段階を考えると、クラスごとのわずかな違いも後のトラブルに発展する可能性がある。そうしたことを予測し、話し合いを行う際には、学年全体で行うべきであった。

また、学校は、学級会などの話し合いでは、自分の意見や考えと違う人がいたとしてもその考えを認め、合意形成を図っていくことが大切であること。お互いの意見や考えを尊重し合いながら、みんなでよりよい方向性を見出していくための話し合いであることを日常的に指導していかなければならない。そうした指導を積み重ねていく中で、子どもたちが互いを尊重しながら主体的に話し合いを進めていくことができる力を培っていくことが必要である。事案⑥は、こうした基本的な話し合いにおける指導ができていなかったため起きた事案である。

事案⑧について、この時点で、担任と教頭が関係児童等に事実の有無について確認を行っていたら、事実の確認ができた。また、謝罪の内容を明らかにしていれば、対象児童がこの事案についての事実と認めたかどうかを確認できた。学校は、仮に対象児童間で謝罪が行われていても調査項目に入れなくてよいと考えるべきではなかった。また、諸事情により対象児童への聞き取りができない状況でも、調査項目にあげるべきであった。さらに、項目の精査については、調査を行う上で重要なことであるため、慎重に行う必要があり、児童Aの家庭で検討できる十分な期間を設定する必要があった。

以上のことから、学校が隠蔽しているとまでは言えないが、調査項目については、より丁寧に慎重に行うべきであったことが、学校に対する不信感につながっている。

(4)情報モラルの管理・指導が徹底されていなかった

事案①④⑥⑨は、端末の使用に関わる事案である。事案①④⑥に関しては、端末を使用する上でのモラルやルールが浸透していなかった。

事案⑥については、児童Aの保護者から、この事案が起きる前に、「クラスの児童等が昨年度ま

でのPCの使用に関するルールの違いから、トラブルが起きているため、学校としてのルールを明確にし、子どもたちに伝えてほしい。」という要望が担任と教頭にあった。

学校は、管理職と担任でPCのルールについて、学校として決めている「PCは、学習に使用するためのもの。」というルールに則って話し合いをするよう相談した。その際、一つ一つのアプリについて良いか悪いかではなく、学習に使用するものとしてルールを確認することとした。

PCの使い方について学校としての大まかなルールは決まっていたが、細かいルールについては児童の発達段階によって異なるため学年に任せていた。同学年の他のクラスにおいても、学級会という時間は設けてはいないがPCの使い方の指導を行っている。クラスによって子どもの反応も違っていたことから、細かいルールについても学年全体で確認するべきであった。また、必要に応じて学校全体でも確認するべきであった。

事案⑨では、共有のクラスページ内で名前の変換を行っていることに、保護者からの指摘を受けるまで、誰も気付くことができなかった。児童がPCを使用する際、児童の主体性と道徳性に任せられる部分が多く、教師の管理下のもとで使用する体制をとっていなかったため、教師が未然に事態を把握し、対応できなかった。学校側の危機管理が甘かったと言わざるを得ない。

(5) いじめの未然防止に関わる道徳教育・人権教育が不十分であった

主に事案⑩に関わって、学校外での遊びの中でも、心身に苦痛を与えるような行為を行ったことは、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実が十分に図られていないと言える。

(6) 加害児童への状況説明が不十分であった

学校は7月初めに、児童B・C・Dに対して学校生活全般における問題行動について指導を行っている。また、その保護者等には、このときに行った指導内容及びケアの内容についても伝えている。さらに、こうした行動が原因で学級に入れられない児童がいることも伝え、家庭への協力をお願いした。加害児童の一人の保護者は、直接的に児童Aに対して何かをしているのであれば謝罪したいとの申し出があった。学校は、この児童が直接的に児童Aに対して何かをしていたわけではないと捉えていたため、この時は謝罪の場を設定しなかった。

10月にいじめの重大事態調査が行われることが決定した際、学校は加害児童およびその保護者に、説明を行った。その際、事案①～⑪の中でそれぞれが関わるものについて、もう一度聞き取り調査を行うことを伝えた。加害児童の一部の保護者からは、もっと早くに学級の状況を知らせてもらえれば、重大事態になるようなことはなかったのではないかという指摘があった。

学校は、7月初めの時点で、加害児童に対し自分の問題行動が原因で、児童Aは自分に向けられた行為として受け止め苦痛を感じていたことをよりていねいに説明するべきであった。

事案⑨については、担任は加害児童保護者に事案発生は電話で伝えたものの、児童A及び保護者が深く傷ついていることまで思いを巡らせた伝え方になっていなかった。その後、主幹教諭から加害児童の保護者に来校していただくよう電話で伝え、事案⑨の発生から約一週間後に管理職も同席し説明を行った。事案⑨について、より丁寧に説明することで、加害児童の保護者は謝罪の意向を示した。事案発生から約一週間かかってしまったことで、謝罪の機会を逸することになってしまった。

4 学校の対応が不十分であったことについて

(1) 学級が落ち着かなくなったことについて

この学年は前年度から配慮が必要な児童が多く、友人関係等で対応に苦慮していた。そうした背景も

あって、今年度から全学年でクラス編制替えをして新年度を迎えるようになった。当該学級では、クラス明け当初から担任の指導に従えない児童が見られ、次第に周囲の児童にも伝搬していく状況が見られた。よくない言動に呼応する児童が出たことにより、落ち着きのなさが想定以上に児童間に影響を与えた。

4月に児童Aの保護者から、担任の学級経営について相談があった時に、学校はこの先起こり得るリスクを想定ができていなかった。担任のこれまでの経験等を踏まえ、時間の経過とともに子どもたちとの信頼関係が築かれ、学級が落ち着いてくると考えていた。そのため、学級を改善するために複数の教諭で学級経営を行うなどのサポートを十分に行わなかった。

2学期になり、他の教諭らが意図的に学級に入るようにしてからは、少しずつ児童たちの生活態度は落ち着くようになり、担任の指導や指示が通らないということは少なくなったことを考えると、もっと早期にサポートを行うべきであった。

(2) いじめの重大事態調査を行うまでに時間がかかったことについて

7月13日(木)に児童Aの保護者から「いじめの重大事態調査」の依頼があった。学校は、7月20日(木)～21日(金)に修学旅行が予定されており、児童Aが安心して参加できるように見守り体制を万全にしたいと考えていた。スケジュールに合わせた人員配置等の計画に綿密に行っているという説明をした。児童Aの保護者は、学校からの修学旅行への取り組みの説明を聞き、「いじめの重大事態調査」の要請をいったん取り下げた。後に、児童Aの保護者は、こうした学校の修学旅行に対する取り組みについて熱弁されたことで、要請を取り下げざるをえなかったと言っている。

学校は、「いじめの重大事態調査」の要請を受けた時点で、教育委員会に対し、重大事態が発生したことを報告しなければならなかった。その上で、児童Aの保護者に対して、速やかに「いじめの重大事態調査委員会」の設置に向けた対応をする旨を伝えるべきであった。

7月24日(月)に両親が来校し、「いじめの重大事態調査」の再度要請があった。学校長は、教育委員会に要請があったことを伝えた。教育委員会は、別室ではあるが児童Aは登校し、欠席日数が1日である状況の場合「いじめの重大事態」と「不登校重大事態」のどちらに該当するのか、調査の主体が学校となるか、学校の設置者(教育委員会)になるかを、文部科学省に問い合わせると同時に、派遣する専門家の人選や日程調整などを行っていた。そうした準備が整ったのち、面談の予定が決まっていた8月18日(金)に、学校設置者(教育委員会)から担当者が来校し、「いじめの重大事態調査」について説明を行った。

後日、児童Aの保護者からは、事前に教育委員会の担当者が説明にくることを知らせてくれていたら、それまでに質問等の整理ができたと言及があった。

学校は、児童Aの保護者に対し、学校設置者である教育委員会の方のほうが適切な説明をすることができること、今後の見通しを早く伝えたほうがよいということ、この2点の理由で、この日に教育委員会の担当者から説明を行っていただくことにしたが、学校は、児童Aの保護者に対し、事前に伝えておくべきであった。

(3) 保護者会の開催要望に対する学校の対応について

(ア) 緊急保護者会について

事案⑨の発生後、児童Aの保護者から学校に、緊急保護者会を開いてほしいという要望があった。この要望に対し、学校は、7月中に臨時の授業参観と懇談会を行い、学級の現状を他の保護者に見てもらい、これまでに起きた事案についての説明と今後の方針について説明ができないかを検討した。保護者会のメリットとして、学校から直接保護者に語りかけることによって、他の保護者の不安を

解消し、今後の指導に向けて保護者の理解と協力を得られる。また、児童Aの保護者の要望にも寄り添い、学校と保護者との信頼関係が形成されていくことにもつながると考えていた。

学校長は、この件について教育委員会に日々の相談の中で話題にしたところ、教育委員会からは、懸念される点についていくつか助言があった。緊急保護者会を開催することによるデメリットについて、加害児童だけではなく被害児童についても個人が特定されることにより二次的被害が生じる可能性があること。また、加害者側と被害者側との理解と協力を得る目的の場が、効果的に機能せず逆に対立の場になってしまい精神的苦痛を強める可能性があることなどであった。学校は、メリット、デメリットの両面について再検討し緊急保護者会を開催しないと判断した。

(イ)保護者への周知について

学校は、学級の状況についてクラスのすべての保護者に伝える必要性を強く感じていたため、クラスの全家庭に対し個別に電話で説明することとした。その際、児童Aの保護者からは、電話では、伝えたい内容が正確に伝わらないのではないかと。担任が電話をすることには不安がある。そのために、対面で行う保護者会を開催してほしいという要望があった。

学校は、児童Aの保護者の不安を少しでも緩和できるようにしたいと考えた。同じ内容が全家庭に正確に伝わるようにするために、あらかじめ伝える内容を整理した。また、保護者によっては担任からの電話では、直接担任のことで質問をしたり、相談したりすることに抵抗を感じる方もいるかもしれないことを想定し、主幹教諭と教頭が電話のそばに待機することにした。そして、保護者にはそばに教頭や主幹教諭がいるので、いつでも電話を代わることができることも伝えた。このような方法で、保護者への周知を行った。児童Aの保護者に、全家庭への連絡が終了したことを伝えたが、これまでの学校の対応の不適切さもあり、保護者会を開催しなかったことに対する理解は得られなかった。

(ウ)修学旅行 VTR 上映会について

学校は、児童Aの保護者の「対象クラスの保護者と参会した状況で、学級のことを話したい。」という気持ちにできるだけ寄り添っていく方法を模索した。その結果、2学期に修学旅行の VTR 上映会と合わせて懇談会を設定することにした。修学旅行の VTR 上映会という案内であれば、年間計画にはなくても、比較的多くの保護者が集まると考えた。その際に、参加した保護者に対して、直接学校長から学級で起きていることを伝え、各家庭への協力を依頼する予定であった。しかし、当日集まった保護者の人数は予想より少なく5~6名であった。学校は、修学旅行の VTR を上映した後で、学校長から集まった保護者に対して予定通りに説明を行った。

児童Aの保護者は、当日参加した保護者が5~6名と少なかった原因は、学校がことを荒立てたくないという理由で、事前に学級でこれまで起きたことや今の学級の様子について学校長から説明するということを意図的に周知せず隠ぺいしたとの指摘があった。これについて専門家からは、児童Aの保護者からの不信につながったと言わざるを得ないという指摘をされた。

(エ)他クラスへの転籍することについて

7月頃、児童Aの保護者から児童Aを別のクラスにしてほしいという要望があった。学校は、児童Aが6年生という学年であったため、年度途中でクラスを替えることにより、同じクラスの児童から、「どうして違うクラスに行くのか。」というようなことを何度も聞かれたり、新しいクラスメイトから奇異な目で見られたりすることで、新しいクラスに気持ちよく通うことができるかが心配された。また、年度途中の転籍はできないと思い込んでいた。教育委員会に相談したり、他に事例がないかどうかを調べたりするべきであった。

その後、教育委員会からの情報で転籍という方法で学校生活を送れるようになったという他校の事

案等があることを知り、8月18日(金)に転籍が可能であることも伝えた。児童Aの希望により転籍は行わなかった。

(オ)加害児童を別室に移すことについて

学校は、複数の関係児童を別室に集め、学習指導と生徒指導ができる教員が限られていた。そのような中で、継続して関係児童に対応することにより、学校運営が先行かないと考えた。そのため、学校は、関係児童を別室に移すという措置をとらなかった。

(カ)転校することの周知について

11月6日(月)の午後、児童Aの保護者が来校し、これまでは児童Aが転校することを嫌がっていたが、家庭での話し合いの結果、近隣校へ転校することを決めたこと、気持ちよく送り出してほしいこと、今後の転学に関わる手続きについて教えてほしいということと話されていた。学校は、転校に関する手続きの流れを伝え、11月13日(月)の週から行われる学校行事への参加等について家庭で相談していただくように伝えた。

11月13日(月)朝、児童Aの保護者から、学級の児童に対して児童Aが11月17日(金)を最終登校日として転校することになったこと、転校の原因がいじめであること、転校先については伝えないことを教頭から伝えてほしい、児童へ伝えるタイミングは、児童Aに聞いてほしいという要望があった。教頭は、児童Aにいつ学級のみんなに伝えてほしいのかを確認し、その日のうちに学級の児童に伝えた。伝える内容は、児童A本人と確認し、11月17日(金)が最終登校日であること、いじめによって転校すること、転校先については言わないということ伝えた。

学級の保護者には直接伝える機会がなかったため、文書で知らせる案を考えた。教育委員会と相談したところ、個別の転校については文書でお知らせをしている例はなく、文書が独り歩きしてしまう恐れがあることや個人名が書かれている文書の流失も懸念されるとの助言を受け、別の機会に口頭で伝えることとした。

12月15日(金)授業参観・懇談で伝えることにした。参観授業は、5校時に設定されており、体育館で跳び箱運動を行った。たくさんの保護者に伝えたいと考え、授業終了後すぐに体育館で保護者に伝えたいことがあることを呼びかけ、教頭から口頭で伝えた。約20名の保護者に対して伝えた。

個別の事案に対して、保護者へ周知することで今後考えられる懸念事項を考慮し、周知することを決定したのが懇談の直前になってしまった。この日の懇談でどのような話をするかということ事前に周知していなかったことが、児童Aの保護者の不信感を増幅させる結果となってしまった。

(キ)別室での指導体制について

職員室での別室登校になってからは、クラスの友達と meet で会話を楽しんでいた時に、職員室にいた教諭から、児童Aに職員室という場所での声の大きさについて指摘することがあった。児童Aの教室に入りたいたいのに入れたい思いに寄り添った言葉がけではなかった。職員間の情報の共有の甘さが原因だった。

2学期途中から、校内で担任以外の支援を必要とする学級が新たに生じた。ここに人員を一定程度向けなければならなくなった。さらに、担任の欠員が生じた。代替の教諭が配置されなかったことにより、校内での指導体制に無理が生じた。担任外教諭が担当していた専科授業についてもいったん凍結し、支援が必要な学級の指導に回らざるを得なくなった。欠勤・外勤等があった場合の補欠に入る教諭もない日があった。結果的に別室登校していた児童の授業を満足に行うことができなくなった。児童Aの保護者からは、学習保証がなされてい

ないと指摘があり、転校することにつながってしまった。

5 小括

いじめと認定された事案に対する担任及び学校の対応について、本校のいじめ防止基本方針「3 いじめの防止等に関する具体的な取組」に記載した内容に照らして検証した結果、主に以下の項目について確実な取組を進めるべきだったと考えられる。

(1)いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を生む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。→事案⑩
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。→事案⑨

(2)いじめの早期発見の取組

- ア 児童の小さなサインを見逃さない。最低3人の教職員に相談し、気付いた情報の共有をする。速やかな対応を基本に取り組む。→事案①②③④⑦
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。→事案⑦
- ウ 学校独自のいじめ調査を年4回実施する。児童を対象に4月「スタートアンケート」、6月「いじめに関するアンケート」、2月「ふりかえりアンケート」、9月は個人面談による学校生活調査を実施する。11月には札幌市教育委員会からの「悩みやいじめに関するアンケート調査（いじめリスクアセスメント）」を1回実施する。
- エ 9月実施の学校生活調査の結果に基づいて、保護者との個人懇談を実施する。そのほかにも、個別の相談を常に受け入れる体制をとる。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。→事案①②③④
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。→事案④⑥⑩
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。→事案④⑥⑩
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。→事案⑨
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。→事案④⑥⑩
- カ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

第4部 再発防止策～いじめの防止に向けて～

1 本校の教育活動や生徒指導の考え方

本校では、担任による授業だけではなく、担任外教諭による専科指導も取り入れた教育活動を行っている。生徒指導が難しくなってくる中・高学年の児童に対し、複数の教諭で一人一人の児童に対して細やかな対応ができることを目的としている。児童や保護者への対応について、担任だけではなく組織として対応している。また、地域の方々やSCと連携を行っている。地域の方々には、特に登下校の見守りを行っていただいている。また、コロナ禍で中止されていた地域行事も少しずつ行うようになってきた。そうした中で、本校の児童の様子について、地域の方々からの情報も得ることができている。

管理職も含め、どの教諭も児童が登校してきた際には、「おはようございます。」と挨拶を交わしながら、児童の様子を見守っている。担任は、教室で児童を迎える。児童が一日の準備を行っている様子、朝の読書タイムの様子などから、児童一人一人の心身の様子を感じ取ったり、欠席や遅刻の児童の把握などに努めたりしている。

一人一人の児童の情報を共有できる工夫を行っている。遅刻や欠席情報については、学校HPの機能を利用し、一人一人の教諭が使用している端末からいつでも一覧できる。同様に端末を活用した「情報共有システム」の運用を開始した。児童のトラブルや保護者からの要望・対応、別室での指導等について気付いたことを、いつでも書き込んだり閲覧したりできるようにした。また、保健日誌には、来室児童の情報だけではなく、来室時に児童がつぶやいたり、悩みや困りごとを相談したりした内容についても詳細に記録し、毎日担任外を含め管理職も目を通して見ている。こうした取組を通して、気になる事案については必要に応じて、関係職員と情報を共有し、その都度必要な手立てをとっている。また、落ち着いた学級には、担任だけではなく担任外や管理職も教室に入り、担任と連携を取りながら対応にあたっている。

給食指導においても、アレルギー対応など個別の対応が必要な児童に対して、担任だけではなく、栄養士、養護教諭、管理職と確認を取りながら行い、職員室の黒板にも必要な情報を毎日掲示している。

学習指導については、担任が中心となっていくが、全ての教科において共通して行っていることは、学習したこととこれまでの経験を結び付けて思考・判断させることで、学んだことが未来につながれるようにすること、仲間と共に学習することで、多様な考えを認め、互いのよさに気づき、成長を実感できる場を意図的に設定するようにしている。

2 学校いじめ防止基本方針 改定の重点

本校で定めたいじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応を行っていれば、本件のようないじめの重大事態に至ることはなかった可能性がある。しかし、今回の対応では不十分な面があったため、児童A及びその保護者に対して、心身に多大なる影響を与えてしまった。対応の仕方だけではなく、基本方針自体にも改善を要するものと考えている。

そこで、本校の「学校いじめ防止基本方針」の問題点を洗い出し、「学校いじめ防止基本方針」を改定することとした。二度とこのような辛い思いをする児童及び保護者がいないようにしていきたいと考える。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に新たに盛り込む必要のある事項

- ①法で規定された定義に立ち帰って検討することを大切にするため、いじめの定義を明記する。
学校の基本方針にも定義を明示することにより、これを見る児童や保護者にも、どのような行為がいじめに相当するのかを周知できる。
- ②いじめの認知や解消はすべていじめ防止対策組織で検討することを明記する。一部の職員による抱え込みを防止するとともに、法に基づいた組織的な対応を行うことを再確認する。
- ③いじめ防止対策委員会の構成員を刷新する。教務主任、保健主事、生徒指導担当教諭、学びの支援コーディネーターを新たな構成員に加える。またスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを常設の構成員とする。状況に応じて外部の専門家、関係機関が委員会に参加できるような体制とする。
- ④定例のいじめ防止対策委員会を毎月実施する。参加者は、各学年でいじめの兆候につながる児童の情報がないかどうかを確認した上で、委員会に臨むことをルール化する。
- ⑤迅速かつ効果的にいじめ事案に対応できるように、すべての構成員が揃わなくても委員会を開催することを明記した。参加できなかった構成員にも情報を共有できるように会議録を作成する。
- ⑥いじめが解消しているための要件を明示する。
- ⑦「いじめについての理解を深める」項を起こし、授業や研修を行う際の指針とする。
- ⑧いじめのささいな兆候を見逃さず、組織で対応できるようにするため、いじめの早期発見に関する記述を具体的に記載する（チェックリスト活用）。
- ⑨いじめ防止・発見に関わる年間計画を刷新する。
- ⑩事案発生時に、誰がどのような役割を担うのかフローチャートで示す。

(2) 基本方針の運用における問題点

今回のいじめ事案を振り返った時、「いじめの早期発見の取組」に脆弱性が見られた。早期発見段階における手立てを二重三重に巡らせておく必要がある。また、基本方針に示したことが形骸化しないようにする手立てを講じる必要がある。やみくもに研修を増やして業務過多に陥ることのないよう、留意する必要がある。

本校のいじめ防止基本方針に基づいた対応の在り方を検証した結果、課題となった内容と今後必要な方策について6点にまとめた。

①組織としての情報共有や支援体制が不十分であったこと。

4月当初から児童Aの保護者から、担任の学級経営についての不安を相談されていたが、当時は事態を重く受け止めていなかった。管理職は担任のこれまでの経験値や昨年度までの勤務校からの情報等から、徐々に本校での勤務に慣れ、力を発揮していくであろうと考えていた。教諭を指導

するのが管理職の業務であると考えて対応した。4月段階では、いじめ案件という認識はなく、そのためいじめ防止対策委員会にかけることもなかった。

必要な対策として、担任の年齢、経験値等に関係なく、児童や保護者からの要望を共有する体制づくりを進める必要がある。また、今年度より試験的に運用を始めた「情報共有システム」を有効活用できるよう、改善を図る。

事案が発生してからの対象児童・関係児童、双方の保護者への対応について具体的な手順を示すことにした。また、被害、加害保護者への情報提供に加えて、所属する学級に対する情報提供や協力依頼をする場合があることを「いじめの兆候があった場合の組織的対応の流れ」に記載することにした。

②教育委員会や関係機関との相談体制が十分ではなかったこと

学級の秩序の乱れや人間関係のひずみが見られた場合、早い段階での対応が必要になる。内部での研修・支援に加えて、外部の研修受講、講師来校要請、教育相談の専門家との面談などの対応が必要だった。本件に関しては、児童Aの保護者からの提案に応える形で、いくつかの方策（先生サポート、SSW要請等）を実施したが、本来はそれに先んじて学校が主体的に保護者や児童に方策を提案していくべきであった。保護者に情報を提供し、授業参観してもらったり、保護者も交えた研修会を実施したりするなどの方法も検討していく必要がある。

学校と教育委員会とは本件に限らず、日常からこまめに連絡を取り合い、相談している関係にある。学校の運営に関しては校長が責任者として判断することになる。その判断に必要な根拠や情報となる他校の事例や過去の対応などは、教育委員会を通して得られることが多い。そのため教育委員会からの助言を今後も大切にしながら学校経営を進めていきたい。

③保護者との協力関係が不十分であったこと

児童A保護者からは、多くの要望が出されていた。学校としても保護者の気持ちに寄り添いながら問題の解決に向かいたいという強い気持ちをもち可能な限り要望に応えようと努めた。しかし、適確な意思疎通ができず、関係を修復できない状況をつくってしまった。保護者の意向を汲みながら、学校と目標・目的を共有して問題の解決に向かうために、スクールカウンセラー等の専門家に早い段階から入ってもらうことが必要だった。加害児童、被害児童に対する対応についても、学校としての方針をしっかりと伝えていけるよう、具体的な対応方法を示す必要がある。

第3部の4(3)に記載した保護者会の開催要望についても、学校としては保護者の気持ちに寄り添いながら問題の解決に向かいたいという強い気持ちをもってしたが、保護者の意向に沿う形での保護者会は開催しなかった。保護者会を開催すべきだったのか否かについては、調査委員会に派遣された専門家の間でも様々な考えがあった。保護者が学校に来る機会が少ないのではないかという意見や、学校の中だけで決めず、幅広く意見を求めてみてはどうかという意見も出された。加害被害等、個別に配慮しなければならない要素について、保護者会を開催した場合にどのように扱うかということも考えなければならない。こうしたことを、今後の検討課題として、時間をかけて検討していく必要がある。

④支援が必要になった学級への人的支援が困難な状況に陥ったこと。

様々な事情から教室で過ごすことに不安をもち、別室で過ごす児童が毎年一定数いる。こうした児童の指導は担任と連携しながら主に担任外教諭が行っている。担任外教諭は専科授業も週に数時間担当しており、各学年の教科指導を行っている。職員が定数通り配置されることを前提にした

仕組みである。この時は、複数の学級で担任を支援しなくてはならない状況であった。職員の欠員も同時に生じたため、別室指導や専科体制を崩して体制を整える必要があった。組織として危機に対する脆弱性が露呈した。こうした背景があると職員の多忙感が増し、子ども一人一人に傾ける教育的配慮も不十分になる。管理職も含めて、他の職員に迷惑をかけてはいけないという心理から、共有すべき情報や相談ができなくなるとしたら本末転倒である。

担任外教諭を専科教諭として固定しすぎない柔軟な専科指導体制を担保する必要がある。また、外部講師の招聘、詰め込みすぎない日課など、職員が心に余裕をもって児童と向き合える環境にしていくことも急務である。

⑤学級の問題の大部分である学習指導・生徒指導を担当が担うこと

教室での会話の中で、児童が用いる言葉に「死ね」など乱暴な言葉、人を傷付ける言葉があることに、教師は敏感でなければならない。こうした言葉は休み時間や給食準備時間、授業のグループでの話し合いなどの時間に発せられることが多い。言葉だけではなく、態度や表情、振る舞いについても、相手に嫌な感じを与える行為について担任はいち早く気付くよう意識を高めておく必要がある。教室の空気感（雰囲気、人間関係、居心地など）について担任は常にセンサーを働かせていかなければ、ささいな兆候をキャッチできない。必要な対策として、学年研修における定期的な児童情報の共有、年度の早い時期での参観懇談の実施、早期発見のためのチェックリストの活用（※別添1、2参照）を推進する。

小学校では、学習指導も生徒指導も担任教師による指導が大半を占める。ここ数年は本校の中学年と高学年でも専科指導を取り入れて担任以外の指導も週に1、2時間程度は行っているものの、中学校に比べると複数教諭による指導は少ないのが現状である。今回の事案に即して振り返ると、担任以外の教諭が教室に入って授業をする機会が多ければ、ささいな兆候に気付く機会はずっとあったかもしれない。

必要な対策として、学年間の乗り入れ授業（担任以外の学級の授業を相互に行う）、担任以外の教諭による授業機会の増加、管理職による定期的な教室訪問、保護者・地域関係者を対象とした授業・学校公開・保護者交流会等の機会の増加を推進する。

⑥情報モラル教育と端末活用の共通理解が足りなかったこと。

いじめと認定した事案に端末使用に関わるものが複数見られた。1人1台端末が導入されて数年経過し、児童も職員も、端末を使うのが当たり前になってきた。その中で守るべきルールやモラルが欠如したままの使用や、学年や学級ごとに違うルールでの使用が見られる。全学年で統一した使用ルールを再度見直し、職員にも児童にも徹底して浸透させていくことが必要である。また、家庭に対しても学校でどのような指導を行っているのかを随時伝えていくことが必要である。家庭に協力していただく内容を具体化していく。

これら①～⑥の課題と対策について、改定するいじめ防止基本方針に盛り込み、より実効性のあるものにしていくための改定を行った。

※「3 学校いじめ防止基本方針 新旧対応表」は、別添とする。

4 総括

いじめの再発防止に向けて、以下のように総括する。

はじめに、いじめの重大事態調査委員会において、専門家から指摘を受けてきた事項のうち、特に以下の三つの点について重要と考える。一つ目は、「いじめは誰にでも起こり得ることであり、個人ではなく組織で対応すること。」である。二つ目は、「再発防止のために手立てを確実に実行していくこと。」であり、三つ目は、「個々人ではなく、組織として、有事に誰がどう対応するかを明確にしておくこと。」である。

併せて、必要な情報を適切な方法で発信していくことについての重要性も再認識した。特に、児童Aの保護者の、何が起こったのか、どうなっているのかを知りたいという心理に寄り添う姿勢が重要である。

上記のことを受け「いじめ防止基本方針」の改定に取り掛かったが、これは学校経営の根幹にかかわることであり、学校経営案に反映させていくべき内容ととらえている。また、改定する部分を検討する中で、学校は否応なくこれまでの指導体制を見直すこととなり、その中でこのような事態になってしまったことの深刻さを幾度となく痛感した。

言うまでもないが、いじめ防止対策と日々の教育活動とは切っても切り離せない。だからこそ、教師が目の前にいる子どもの声に耳を傾け、「子どもが何を感じて学級で生活しているのか、何か困っていることはないのか。」ということに力を注いでいけるような学校体制を築いていく。

教師一人一人が、日々の生活の中で子ども一人一人の思いや保護者の子どもを思う気持ちに寄り添うことを大切にしていくことで、「いじめを許さない」という学校風土を培っていけると考える。

改めて、児童A、保護者には、つらく悲しい気持ちにさせてしまったことを深く反省するとともに、心よりお詫びを申し上げたい。

人が変わっても年月が過ぎても、今回のような事態になったことを重く受け止め続け、今後も職員一丸となって学校改革を進めていくことがいじめの再発防止、さらに学校の信頼回復につながることを信じて総括とする。

令和7年5月
札幌市立小学校
いじめの重大事態調査委員会
委員長（学校長）